

案



グランドレベルのコモンプレイス化と良質な景観をつくる
船場まちなみガイドライン ver.1

CBD CCD
中心業務地区から ➤ 都心共創地区へ

2024.2.22版

船場俱楽部

グランドレベルのコモンプレイス化と良質な景観をつくる

船場まちなみガイドライン ver.1

都心共創地区「船場」の創造に向けて
Central Co-creative District

「職住遊が複合する“都心船場”」は、

「大阪ビジネスの中心地」とした都市・世界目線を持ちながら、

まちの人の顔が見える、人のつながりが見える

過去も現在も、自身の能力を生かして創造的に挑戦することができる

他のエリアにはないポテンシャルを有しています。



世界の人々が憧れ、交流を果たす文化的な都心に改める好機だと思います。そこで本ビジョンでは、船場を「中心業務地区(Central Business District)」から、多くの人が交流することに力点を置いた「都心共創地区(Central Co-creative District)」へと転換をはかる必要性をうたっています。

CBDからCCDへ。次世代の都心モデルを船場で実現させたいと思います。

目次

はじめに	
船場の概要	2
船場未来ビジョン	3
目指すまちの姿 ~都心共創地区“船場”Central Co-creative District [CCD]	4
船場まちなみガイドラインの全体像	6
船場まちなみづくりのポイント	8
船場まちなみガイドラインの運用方法と対象範囲	10
大切にしたい船場のまちなみ・資源	12
第1章 空間	
[空間1] 船場後退部(船場建築線と官民境界の間)	14
[空間2] 公開空地	16
第2章 要素	
[要素1] 建物低層部の要素	18
[要素2] 夜間景観	20
[要素3] コインパーキング・その他のオープンスペース	22
[要素4] 仮設構造物(工事仮囲い)	23
第3章 利活用の推進	
[利活用1] 道路空間の利活用	24
[利活用2] 公開空地の利活用	26
道路空間と公開空地の利活用手順	28
資料集	
グランドレベルを構成する道路と民地の状況と提言	30
公開空地制度の概要	32
公開空地の利活用先行事例	34

船場まちなみガイドライン ver.1

- 本ガイドラインは、「Ver.1」としています。
- 今後、地元地域の意見や1階のグランドレベルをコモンプレイス(共創空間)とする取組みなどを通じて、内容を更新していくことを考えています。

はじめに

船場の概要

船場地区のおいたち

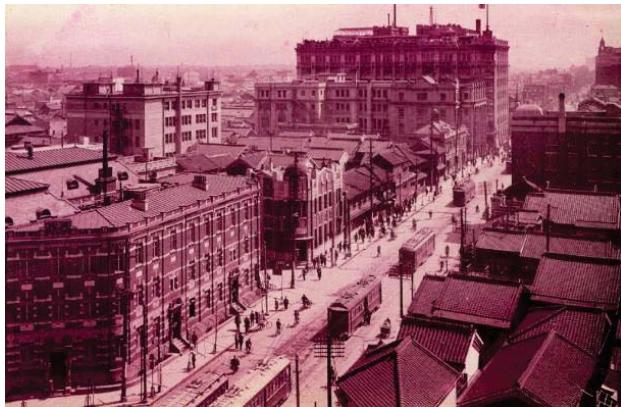
- 船場地区は、豊臣～江戸時代に形づくられた都市基盤を礎に問屋・本社機能や多様な文化が集積し、街全体がイノベイティブなスタートアップの場として機能していました。大正時代には夜間人口6.3万人をもち、商業、金融、流通、消費、文化、流行の中心、「大阪」の中心地として近代化を果たします。
- 中心業務地区として発展する一方、戦後は、居住者の郊外流出により人口、産業の空洞化が進行し、地区活力の衰退が見られるようになりました。

夜間人口や交流人口が増加

- 空洞化した土地には、タワーマンションやホテルが開発され、その結果、夜間人口や交流人口が急増することとなり、職住遊が複合する新たな船場が形成されつつあります。こうした新たな船場の形成により、地区内には事業者、住民、ビジターなど様々な人が集積しています。

憩い・交流の場が少ない船場

- ただ、こうした人々が活用するパブリックな憩い・交流の場が少なく、特に公園が圧倒的に少ないことが現状です。その一方で、公開空地や船場建築後退線など民地内のオープンスペースが多数存在しており、なかでも総合設計制度を活用した開発によって、北船場エリアを中心に公開空地が増加しています。



▲大正時代の堺筋



▲北船場と大阪のシンボルストリート御堂筋



▲3D都市モデル
「PLATEAU(PLATEAU VIEW)」で見る船場

船場未来ビジョンの策定

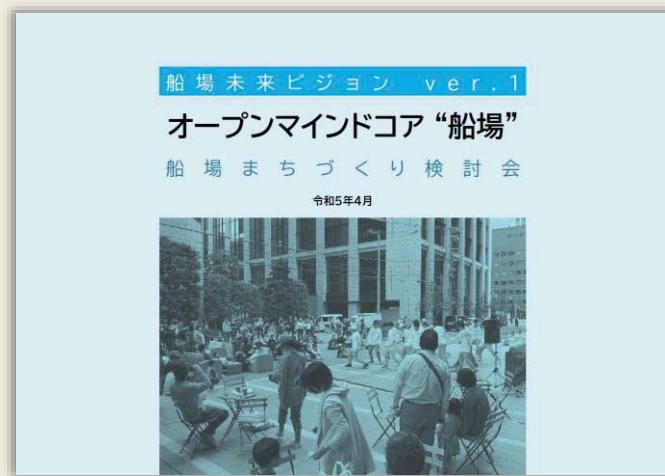
豊かな生活、パブリックライフを楽しむことのできる「船場」に

地区内の様々な人が豊かな生活、パブリックライフを楽しむことのできる「船場」にすることが課題であり、その課題解決に向けて2023年4月に『船場未来ビジョン「オープンマインドコア “船場”」』を官民で組織する船場まちづくり検討会において策定しています。

船場未来ビジョン

概要

- 船場未来ビジョン「オープンマインドコア“船場”」は、行政と地元まちづくり団体及び各分野を専門とする学識経験者等で構成した船場まちづくり検討会が2023年4月に策定した船場の将来像を示すビジョンで、国際的な中枢都市機能集積地である船場を、都心共創地区として豊かな生活・パブリックライフを楽しむことのできる「船場」にすることとしています。



船場未来ビジョンでは、目指すまちの姿として
都心共創地区“船場”Central Co-creative District [CCD]
を示しています。

船場まちづくり検討会

- 船場まちづくり検討会は、船場地域において官民が連携して「居心地がよく歩きたくなるまちなかの形成」を目標に、まちの将来像を共有し、にぎわい・魅力創出に向け、公共空間及び民間敷地の利活用、ウォーカブルな街路空間の再編の実現に向けた検討を行うことを目的として、令和3年1月に創設しました。

民間	<ul style="list-style-type: none">船場倶楽部独立行政法人都市再生機構 西日本支社大阪商工会議所
行政 (大阪市)	<ul style="list-style-type: none">計画調整局地域開発担当経済戦略局観光施策担当建設局道路課及び道路空間再編担当都市整備局まちなみ環境担当中央区役所まち魅力推進担当
専門人材等	<ul style="list-style-type: none">大阪府立大学研究推進機構 橋爪特別教授（座長）近畿大学建築学部建築学科 高岡准教授京都大学大学院 工学研究科 山口准教授大阪府立大学生命環境科学研究所 武田准教授公益財団法人大阪産業局 クリエイティブ産業推進部 部長 兼 メビック堂野所長



船場まちづくり検討会の開催経過

令和3年度	第1回 令和3年 6月24日 (木) 第2回 令和3年 9月 9日 (木) 第3回 令和3年12月 8日 (水) 第4回 令和4年 3月15日 (火)
令和4年度	第1回 令和4年10月23日 (日) ※船場フォーラム2022と同時開催 第2回 令和5年 1月27日 (金) 第3回 令和5年 3月24日 (金)

目指すまちの姿

都心共創地区 “船場”

Central Co-creative District [CCD]

都心共創地区[CCD]は、
その地域を活性化するのは、従来求められていた
仕事やオフィスの集積ではなく、
オープンエア空間やストリートレベルでの交流が
新たな価値を生み出すという
めざすべき都心像です。

職住遊が複合する船場
誰もが豊かな生活・パブリックライフを
楽しむことのできる「船場」に。

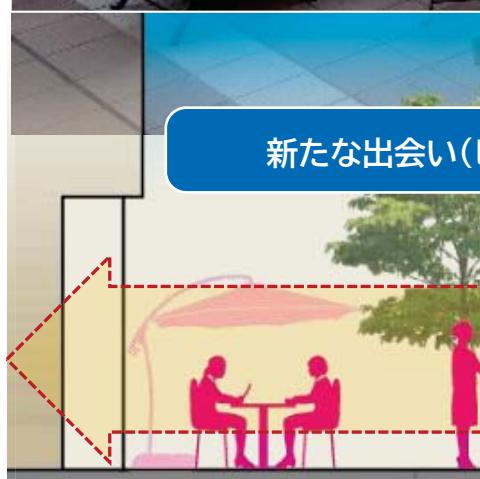
- 職住遊が複合する船場を、誰もが豊かな生活・パブリックライフを楽しむことのできる「船場」にするためには、従来求められていた仕事やオフィスの集積ではなく、オープンエア空間やストリートレベルでの交流がを推進していくこと、オープンエア空間をコモンプレイス[共創空間]にしていくことが必要であると考えています。

1階のグランドレベルを コモンプレイス[共創空間]に

コモンプレイスを「やってみたい」を受け入れる
実験の場に

豊かな生活・パブリックライフを
楽しむことのできる場に

思いがけない
出会い・交流の場に



CBD
中心業務地区から ➤ 都心共創地区へ

中心業務地区 Central Business District, CBD / 都心共創地区 Central Co-creative District, CCD

- 船場のポテンシャルを活かして
・街を計画的にイノベーションが起こりやすくする
・多様なヒト・リソースを引きよせる・活用する

グランドレベルがコモンプレイス[共創空間]となった
高麗橋ストリートパーク2020



コモンプレイス(バシヨ)

イノベーション(コト)

1階グランドレベル

ヒト)

船場
後退部

道 路

船場
後退部

公開空地

低層
部

▲グランドレベルをコモンプレイスとするイメージ(「船場未来ビジョン」より)

船場まちなみガイドラインの全体像

1. 目的

目的
1

グランドレベルの コモンプレイス化

- 未来ビジョンで示しているめざすべき都心像「都心共創地区“船場”」していくため、道路や民地(船場後退部や公開空地、1階部分等)のグランドレベルをコモンプレイスとして新たな出会い、イノベーションの場としてくことを目的としています。



▲まちのコモンプレイス[共創空間]として開く社会実験「高麗橋ストリートパーク2020」では多様なヒトが参画

目的
2

良質な景観づくり

- 船場地区の景観を質の高い・美しいものとしていくことも目的としています。開発行為などの新設の要素だけではなく、既存の要素も対象として船場のまちなみにはあったデザインとしていくことが必要です。



▲バランスのとれた道路空間と沿道民地空間(今橋通)

2. ポイント

ポイント
1

境界をつなぐ

- 船場地区のグランドレベルは、主に建物、公開空地、船場後退部、道路で構成されていますが、現状では、それぞれの空間につながりや広がりがあまりありません。
- 境界をつなぐことで広がりのある空間を形成させ、多様な利活用ができる、賑わいのあるまちなみの創出をめざします。

ポイント
2

利活用・ 使うことを考えて 空間を考える

- 多様な利活用を推進していくためには、休憩ができる居心地の良い空間、賑わいを生み出す空間など使われ方を想像し、その使われ方にあつた空間としていくことが必要です。

ポイント
3

船場のまちなみを 美しくする要素(エレメント)

- 質の高い・美しい景観をつくることによって、まちに対する人々の愛着や誇りが高まり、地区内活動の活性化や、活動を通じた人々の交流が高まることが期待されます。



▲座ることのできる植栽プランター

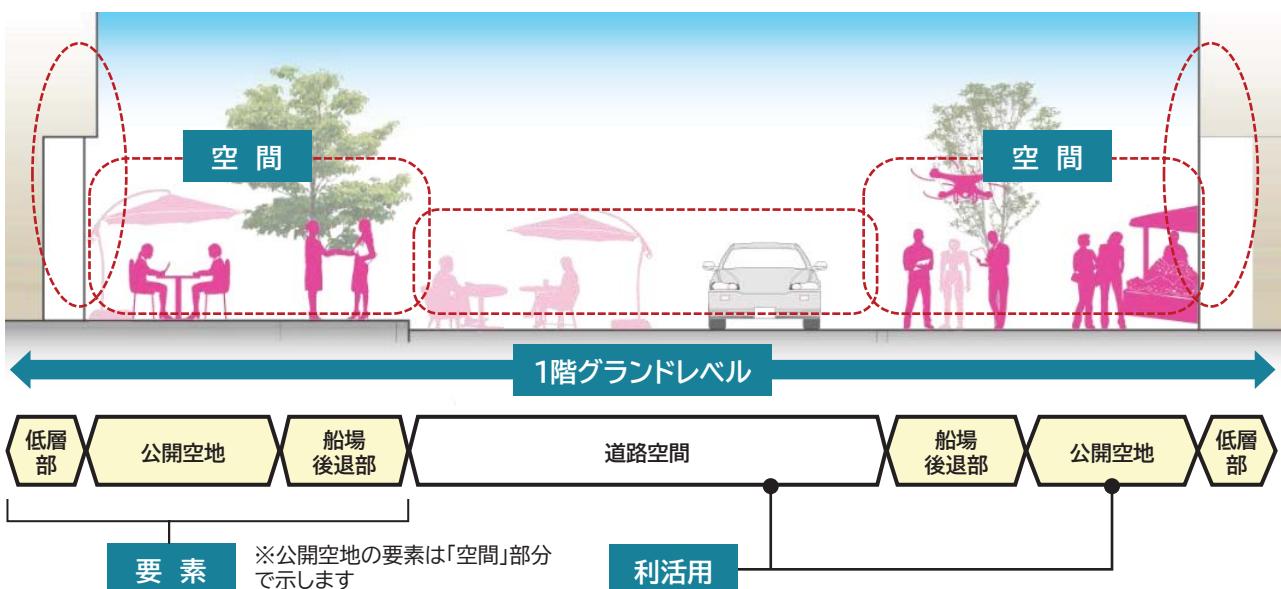
グランドレベルのコモンプレイス化と良質な景観づくり

3. ガイドラインの対象

- ガイドラインでは、下表で示している空間と要素(エレメント)を対象とします。
- グランドレベルのうち道路空間については、公開空地とともに、利活用を推進していくことを目的として、これまでに船場地区内で実施した取組み事例をお示しします。

項目	対象
空間	1. 船場後退部(船場建築線と官民境界の間) 2. 公開空地
要素	1. 1階・建物低層部の要素 2. 夜間景観 3. コインパーキング・その他のオープンスペース 4. 仮設構造物(工事仮囲い)
利活用	1. 道路空間の利活用 2. 公開空地の利活用

↑
主に開発事業者
・ビルオーナーを対象
↓
↑
主に地域の方を対象
↓



- 以後、「空間」「要素」「利活用」を章別に、そのあり方などを示します。

高麗橋オープンストリート2023



船場まちなみづくりのポイント

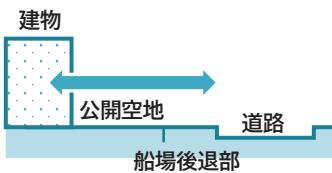
[目的1] グランドレベルのコモンプレイス化

ポイント
1

境界をつなぐ

現状

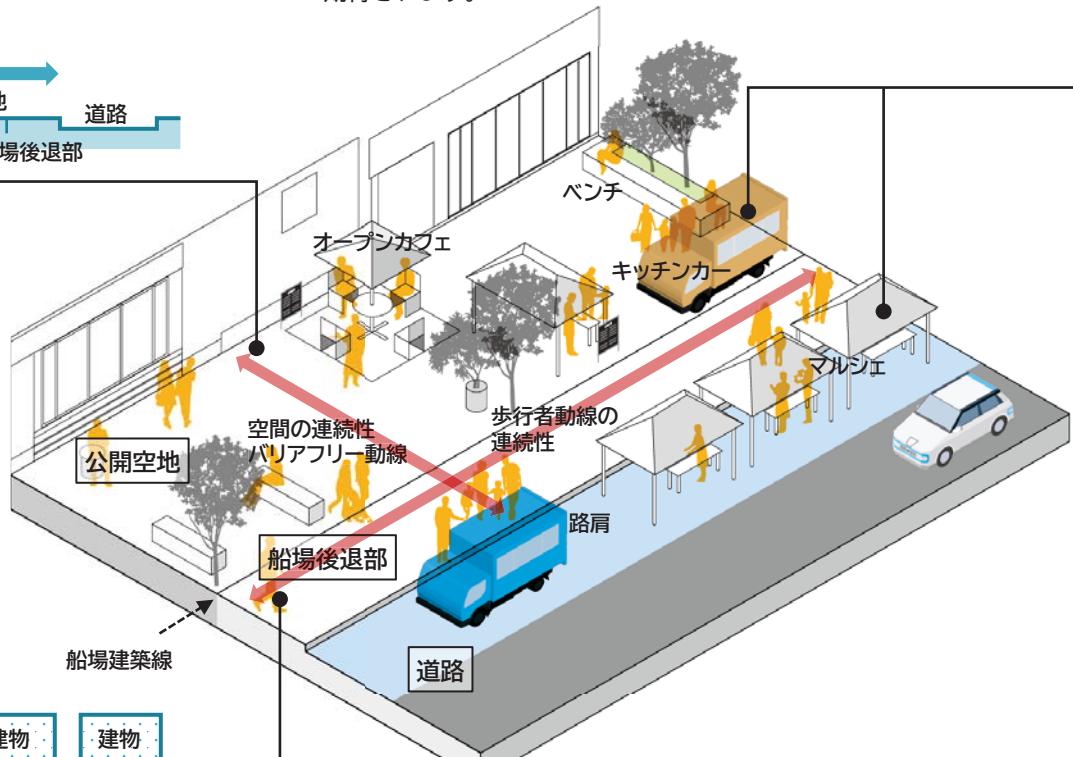
船場地区のグランドレベルは、主に建物、公開空地、船場後退部、道路で構成されていますが、現状では、それぞれの空間につながりがなく、広がりがないものが多く見られます。



道路と建物方向の「奥行き方向」

道路と建物方向の「奥行き方向」をつなぐことで 利活用のしやすい空間に

- 道路と建物方向の「奥行き方向」をつなぐことで、広がりのあるオープンエア空間が形成され、滞在しやすく居心地の良い空間づくりが行えます。
- そして、「実験の場」「楽しむことのできる場」「出会い・交流の場」など、コモンプレイスとして多様な利活用が行える場となることが期待されます。



建物と建物の「お隣方向」

現状

船場には、土地の高度利用を図るために指定された船場建築線があります。この船場建築線の指定により壁面位置が後退し、セットバック空間が創出され歩きやすく、景観的に優れたまちなみが創出されることになりますが、セットバック空間の利用方法については、具体的な法的規制や地域のルールなどがありません。

建物と建物の「お隣方向」をつなぐことで 連続する歩行者動線を確保。 歩きやすく、歩きたくなるまちに

- 建物と建物の「お隣方向」をつなぐことで、歩きやすく、歩きたくなる魅力あるウォーカブルなまちなみづくりが行えます。
- 地区内を楽しみながら回遊することで、多様な人々の交流を促進することにつながり、ひいては、地区の活性化を図ることが期待されます。

道路空間と民地を一体的に活用した取組み 高麗橋ストリートパーク2021

2021年11月の3日間実施した社会実験「高麗橋ストリートパーク2021」では、民地(船場後退部及び公開空地)と道路空間の一体的な活用を行っており、主にはキッチンカーの設置、ワークショップの開催、音楽・パフォーマンスによる賑わいの創出などを行っています。



ポイント 2

利活用・ 使うことを考えて 空間を考える

- 多様な利活用を推進していくためには、休憩のできる居心地の良い空間、賑わいを生み出す空間など使われ方を想像し、その使われ方にあった空間のあり方を示します。

1. 利活用



使うことを考えて空間を考える。
居心地が良く使われる空間に

2. 空 間

ポイント 3

船場のまちなみを 美しくする要素(エレメント)

- 質の高い・美しい景観をつくることによって、まちに対する人々の愛着や誇りが高まり、地区内活動の活性化や、活動を通じた人々の交流が高まることが期待されます。
- そのためには、景観を阻害している要素を見直し、船場のまちなみにあったデザインにしていくことが必要です。
- 船場後退部や公開空地などの民地、民地内建物の緑やサイン・看板類も含め、質の高いバランスのとれた美しい景観づくりをめざします。

[目的2] 良質な景観づくり



▲バランスのとれた道路空間と沿道民地空間(三休橋筋)

船場まちなみガイドラインの運用方法と対象範囲

1. 開発事業者/ビルオーナー/テナント/設計者の皆様へ

**開発行為を行う場合、
本ガイドラインをもとに
地元地域と調整・協議を行ってください。**



- 本ガイドラインは、船場未来ビジョンで示している地区内の様々な人が豊かな生活、パブリックライフを楽しむことのできる「船場」にすること、そして、船場を都心共創地区としていくため、コモンプレイスとしてのグランドレベルがどのようにあるべきかをまとめた地域の自主ルールです。
- 1階のグランドレベルをコモンプレイス[共創空間]にする、「境界をつなぐ」「利活用・使うことを考えて空間を考える」「質の高い・美しい景観づくり」を考慮した地域開発を行ってください。



**ポイント
「空間」「要素」**

- 先述した船場まちなみづくりのポイントを基本として、「第1章 空間」の船場後退部と公開空地の空間のあり方、「第2章 要素」の建物低層部の要素、夜間景観、コインパーキング・その他のオープンスペース、仮設構造物(工事仮囲い)部分を考慮した地域開発を行ってください。

2. ビルオーナー/テナント/設計者の皆様へ

**ご自身が所有する施設と
照らし合わせてみましょう**

- ご自身が所有、管理をしている建物のグランドレベル(船場後退部や公開空地、1階部分等)がどうなっているか、新たな地域価値の創造や地域課題の解消につながっているなどを、本ガイドラインと照らし合わせて、あるべき空間を考えてみてください。

**建替えや改装時の
参考図書にしてください**

- 建替えや改装時の検討にあたっては、豊かな生活、パブリックライフを楽しむことのできる「船場」にしていくという視点で、本ガイドラインを参照していただいて、共有空間(コモンプレイス)のあり方を検討してください。

なお、本ガイドラインは地域の自主ルールであり、法制度による規制や誘導はありませんが、地区内の開発行為として建物や工作物の新設、増築、改築、移転など景観の対象となる行為を行う場合には、本ガイドラインの内容をもとに地元地域と協議をお願いします。

3. 住民・ワーカーなど地域/地域内外のプレイヤーの皆様へ

求められるまちの姿を 共有しましょう

- 誰もが豊かな生活・パブリックライフを楽しむことのできる「船場」とするための空間、エレメントのあり方、そしてグランドレベルの利活用方法などを地域の皆様で共通しましょう。

4. 対象範囲

- ガイドラインで対象とする範囲は、北は土佐堀川、東は東横堀川、南は旧長堀川（現在は長堀通）、西は旧西横堀川（現在は阪神高速道路）に囲まれた南北2.1km、東西1.1kmの約230haの区域としています。



※なお、大阪市景観計画で定められている御堂筋地区、堺筋地区は対象から除くものとします（ともに土佐堀通～長堀通間）。

※ 道修町通は、道修町まちづくり協議会(道修町地域景観づくり協定委員会)が策定している「道修町通 まちなみ形成に向けたデザインマニュアル」を参照してください。

道修町通 まちなみ形成に向けたデザインマニュアル

- 道修町通では、大阪市都市景観条例に基づく地域の景観づくりに関する協定として、「通りのデザイン・コンセプト」及び「建築物等の位置、形態、意匠その他の良好な都市景観の形成に必要な事項」等を定める「道修町通 地域景観づくり協定」を通りの地権者間で締結しています。
 - 協定に基づく、建築物等の位置、形態、意匠その他の良好な都市景観の形成に必要な事項(まちなみ形成のルール)として、「道修町通 まちなみ形成に向けたデザインマニュアル」が取りまとめられています。

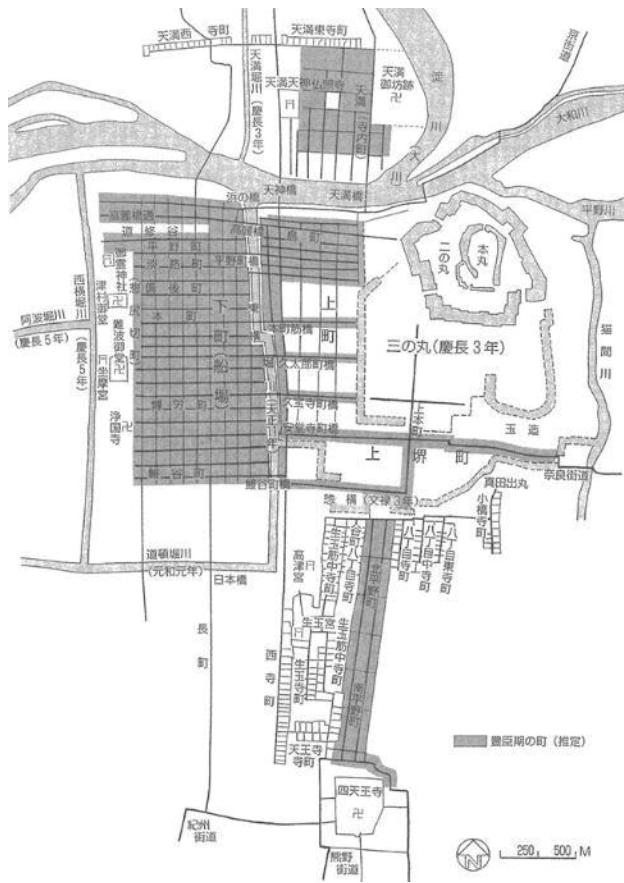


はじめに

大切にしたい船場のまちなみ・資源

町割り・両側町/通と筋

- 船場のまちは、大坂城に続く東西方向の「通(とおり)」と、南北方向の「筋(すじ)」であり、それらを軸として特徴あるまち、まちなみを形成しています。
 - 東西に長く延びる「通」を挟んで出来ていった薬の道修町、金融の北浜、繊維の本町などの特徴ある「両側町」は、今も町名やまちの雰囲気などからその深い歴史を感じることができます。



▲町割り 豊臣時代の大阪城下町



▲旧小西家住宅



▲芝川ビル

伝統文化・芸能・文学

- 町人文化の文芸・芸能はじめ、商人が育んだ商い文化発祥地で、上方文化発祥の地です。大正期には「大阪」と呼ばれ、モダンで最新の都市文化スタイルを創造しています。

社寺仏閣

- 少彦名神社、御靈神社、難波神社、坐摩神社といった神社、北御堂や南御堂、北御堂といったお寺が多いことも船場地区の資源としてあげられます。

催事・祭事

- 船場では神社の行事・祭りのほか、まちをにぎわす様々なイベントがあり、特に秋は「船場まつり」、「船場博覧会」など船場全体が楽しめるイベントが盛りだくさんです。



▲神農祭



▲船場博覧会

ヒト・街全体がイノベイティブなスタートアップの場

- 近代の船場はアジア最大の大都市「大阪」の中心地であり、商業、金融、流通、消費、文化、流行の中心として発展しました。問屋・本社機能や多様な文化が集積し、そして、船場の街全体がイノベイティブなスタートアップの場として機能していました。
- 人もまちも大きな転換期を迎える現在においても、船場には船場の心意気とも言える商いをする徳と誇りを持ったヒトが多く存在しています。
- また、クリエイティブネットワークセンター大阪 メビックのように、大阪で活動するクリエイター同士やクリエイターと企業等とが“顔の見える関係”を築くためのコミュニティづくりに取り組んでいる組織も存在しています。



▲クリエイティブネットワークセンター大阪 メビック

船場まちづくり宣言(2014年)

歴史と新しさが共存し、楽しさが広がるハイブリッドなまち

- 船場まちづくり宣言は、船場倶楽部の前身である船場げんきの会が発足10年を迎えたことを契機としてまちづくりへの取組み意向を示した宣言です。
- 3つの宣言の1つである「歴史と新しさが共存し、楽しさが広がるハイブリッドなまち」という宣言では、「新旧・異種の価値が混じり合い、これを使いこなして楽しむまち 親しみと品格をそなえた通りと筋に 歩く楽しさが広がるまちへ」していくことが示されており、単に歴史を保全・継承するだけではなく、新しいものを受け入れていくという想いが感じられます。



[空間1] 船場後退部(船場建築線と官民境界の間)

利活用イメージ

● 【現行制度・基準】

建築基準法における道路境界線と扱われている船場後退部(船場建築線)は、土地高度利用、歩行者空間の確保、景観の維持を目的に指定された建築のための境界線であり、この空間での利活用は原則できません。

空間のあり方

1 自動販売機、駐輪場、広告、ごみ置き場など通行の妨げになるものは設けない

2 船場後退部・公開空地などの民地と一体的な「境界のない空間」

- 隣接する歩道や公開空地、その他民地と連続したデザインの舗装材での整備、段差のないバリアフリー構造とし、空間の一体性を確保することが必要です。
- 公開空地などの民地内での利活用のしやすさを考慮し、車止めなど障害になる構造物を設置しないことが求められます。



3 縦断方向(隣の建物)の船場後退部とも段差のないバリアフリー構造

- 縦断方向(隣の建物)の船場後退部とも段差のないバリアフリー構造とし、快適な通行空間を確保することが必要です。



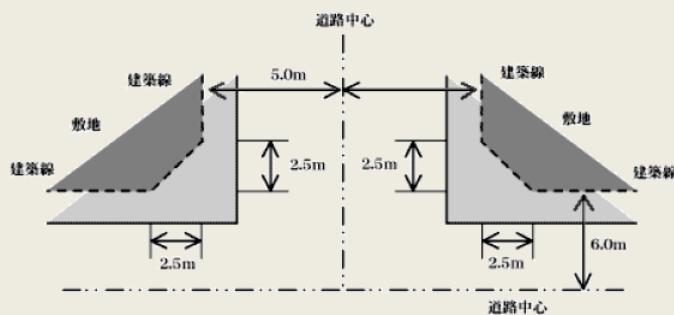
4 街路樹の植栽によるうるおいのある空間

- 【現行制度・基準】** 船場後退部は、①通行帯としての機能もしくは、②建物をセットバックさせ歩行空間を確保した場合において街路樹の植栽が行えることとされています。
- 隣接する公開空地の位置づけに応じて、植栽してください。

隣接する公開空地が歩道状公開空地の場合	隣接する公開空地が広場状公開空地の場合
道路に沿って敷地全長にわたって設けられ、かつ、道路と一緒に利用可能な公開空地で、最小幅が2.5メートル以上のもの。	最小幅は4メートル以上で、できるだけ集約化されたもの。
<ul style="list-style-type: none"> 中高木を植栽することで、うるおいや緑陰の形成に努めてください。 	<ul style="list-style-type: none"> 街路樹を植栽する場合、道路と船場後退部、公開空地のつながり、一体的な利活用が行えるように配慮をした配置してください。

船場後退部(船場建築線)について

- 船場建築線は、土地の高度利用を図るため、市街地建築物法第7条但書に基づき、昭和14年に大阪府告示第404号によって指定された建築線で、現在は、建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の境界線とみなされております。船場地区は、古くから6m又は8mの道路で形成された市街地であったため、当時の建築基準であった市街地建築物法における道路幅による高さ制限により、4階程度の建物しか建築できませんでしたが、船場建築線の指定により建築線間の幅が道路幅とみなされ、高度利用が可能となりました。
- 現在においても船場建築線は、建築基準法における道路境界線と扱われているため、建築線の指定のない場合に比べ、一般的には、延べ面積の増加や高い建物の建築が可能となります。また、建築の建替えが進めば、壁面の位置が整い、歩行者空間が確保されることにより、景観にすぐれた、安全なまちなみがつくれることになります。

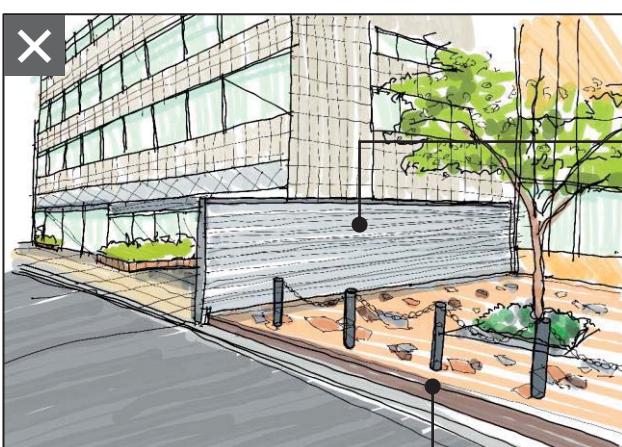


好ましくない例



× 通行障害となる袖壁、駐輪場、ゴミ箱、植栽センター、駐車車両

× 歩行面高さの不揃いによる通行のしにくさ、バリアフリー非対応
× 隣接用地との不揃いの舗装



× 通行障害となる袖壁

(その他)

× 交差点部に切り下げのない歩行空間
× 日よけにならない高木
× 凹凸があり歩きにくい舗装

× チェーン式の車止めによる横断阻害

[空間2] 公開空地

利活用イメージ

賑わい創出を図る活動

- 公開空地の柔軟な活用、占用・利活用を推進します。利活用の主なものとしては、キッチンカーやマルシェといった一時的なものから、沿道にカフェなどの飲食店がある場合には地先利用型のオープンカフェの配置を推進します。
- こうした利活用が行いやすいようなベンチ、植栽などのエレメントの配置としてください。



▲地先利用型のオープンカフェ(御堂筋)

快適に利用できるための空間・エレメント

- 【現行制度・基準】
公開空地は、一般の人々が自由に入りできる空間であることが原則です。
- 【現行制度・基準】
広場状公開空地には、「総合設計制度による公開空地整備ガイドライン(大阪市)」に基づき、「ベンチ(又はその他の腰掛けられるもの)、植栽、夜間照明、ごみ箱、水飲み場、噴水、モニュメント、公衆電話、遊具、シェルター、四阿等の設置を推進します。



▲座ることのできる植栽プランター

公開空地を実験・交流の場とした事例 社会実験「高麗橋オープンストリート2022」

- 2022年に高麗橋通で実施した社会実験「高麗橋オープンストリート2022」では、公開空地を実験・交流の場、イノベーションの場としての可能性を確認することを目的として、様々な利活用を行っています。



好ましくない例



- × 奥まったクローズな公開空地(閉鎖的な空間、歩道空間と分離する植栽などの施設)
- × 建物と道路・隣地の間に(物理的・心理的な)バリアー

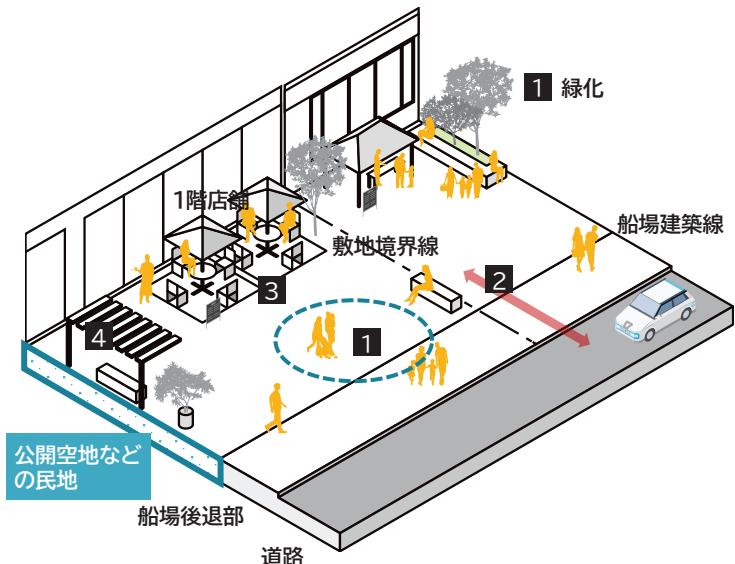
(その他)

- × 滞留空間・施設の不足
- × 賑わい創出などに活かしきれていない空間

空間のあり方

1 誰もが快適に利用できる開放的な広場状公開空地バリアーにならない緑化計画

- 公開空地の前面は、車止めや植栽などの物理的・心理的なバリアーをなくし、誰もが快適に利用できる開放的な空間としてください。
- 公開空地は実面積の20%以上の緑化が義務付けられていますが、緑化計画を行う場合、一般の人々が自由に入り出しきる空間であることを念頭にバリアーにならない配置計画を行ってください。
- 高木や低木、落葉樹や常緑樹などバランスよく配置し、四季の変化に富んだ美しい緑空間を創出してください。



2 イベント、リクリエーション活動を考慮

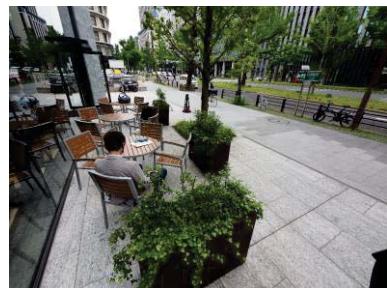
- イベント、リクリエーション活動は、キッチンカーやマルシェといった取組みがお考えられますが、実施の際、什器などの搬出入を円滑にするため、車止めなどの施設は極力設置しないでください。
- 電気や水道など、イベントで必要となるインフラの整備を行ってください。



▲公開空地照明の電源

3 地先利用に配慮した空間の確保

- 地先利用は、建物と公開空地を一体的の利用ものです。例えば、1階にカフェなどの店舗がある場合、オープンカフェなどの利活用が考えられますので、こうした利活用が行いやすい空間としてください。



▲地先利用型のオープンカフェ(御堂筋)

4 誰もが快適に利用できる空間の設え・エレメントの配置

- 【現行制度・基準】大阪市のガイドラインに基づき、快適に利用できるための空間・エレメントの配置を行ってください。



▲ベンチ
(又は他の腰掛けられるもの)



▲植栽

5 清掃など維持管理の行いやすい空間の設え

- スッキリとした空間とすることで、開放感のある空間が得られるとともに、清掃などの維持管理が行いやすくなります。



▲夜間照明



▲シェルター・四阿

[要素1] 建物低層部の要素

要素のあり方

- 沿道(建物低層部)を構成する要素は、大きくは建物低層部のファサード(外観)がありますが、その他の対象として建物に設置される緑・サイン・屋外広告物についてあり方を示します。

外壁・ファサード

- 国土交通省の「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりで推進されている、建物低層部のオープン化に努めてください。
- 具体的には、ガラス等の透明な素材(内外から視認できるもの)とすること、開閉可能な構造とすること、位置を後退させることができます。
- 特に、公開空地や交差点に面する箇所はできる限り内外から視認できるガラス等の透明な素材としてください。



建物と外部空間の設え

- 舗装材や植栽の配置などにより建物と外部空間をつなげる設えを総合的に検討してください。
- 外部空間と段差が生じないものとしてください。また、隣接地との連続性、一体性についても配慮してください。



緑化

- 高木や低木、落葉樹や常緑樹などバランスよく配置し、四季の変化に富んだ美しい緑空間を創出してください。
- 緑が豊かに生長するよう適正な維持管理に努めてください。
- 軒先にプランターを設置するなど、緑量をふやす取組みを推進します。



好ましくない例



× 高彩度の広告物【対策例: デザインコード】

× 季節感の感じられない緑、管理がいきとどいていない緑

× 広告物等の不法占用

× 煩雑に設置された駐車禁止看板やカラーコーン

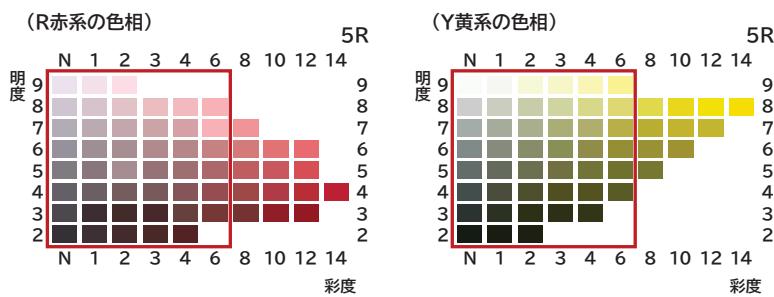
サイン・屋外広告物

- サイン・屋外広告物は、情報伝達を目的としていることから一定の目を引く工夫が必要となります、派手な色彩や形状とすることで、周囲の良質な景観を阻害する要素にもなります。
- 店舗のテントなども含め、周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれたデザインとすることが必要です。

- 右表は、大阪市景観計画(御堂筋地区や堺筋地区、四つ橋筋地区)、御堂筋デザインガイドラインで規定されている基準の抜粋です(オ/力部分)。
- なるべく船場地区内においても準拠することが求められます。

オ 高彩度の利用を抑える。

- マンセル表色系R(赤)・Y(黄)については、彩度6以下(日本工業規格Z8721に定める彩度)とする。
- 彩度6を超える色彩を用いる場合は、まちなみの一体感を阻害せず、ヒューマンスケールを越えない面積(2.5 m²以下)を基本とする。



力 人物、キャラクターの意匠は使用しない。

国土交通省の「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり(一体型滞在快適性等向上事業) 建物低層部のオープン化に係る事業

- 国土交通省の「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり(一体型滞在快適性等向上事業)は、官民一体で「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指す区域(滞在快適性等向上区域)において、市町村が行う公共施設の整備等と一緒にとなって行われる、土地所有者等による交流・滞在空間を創出する事業です。
- このなかで、「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出に向けて、民地部分のオープンスペース化や建物低層部のガラス張り化等が示されています。
- 船場地区は、現時点においてこの事業の対象ではありませんが、グランドレベルのコモンプレイス化に向けては共通した考えですので、参考にしてください。

建物低層部のオープン化に係る事業

- 滞在の快適性等の向上が図られる道路、広場等の公共施設やこれに準じる施設に接している階)の過半について、

- ガラス等の透明な素材(内外から視認できるもの)とすること
- 開閉可能な構造とすること
- 位置を後退させること



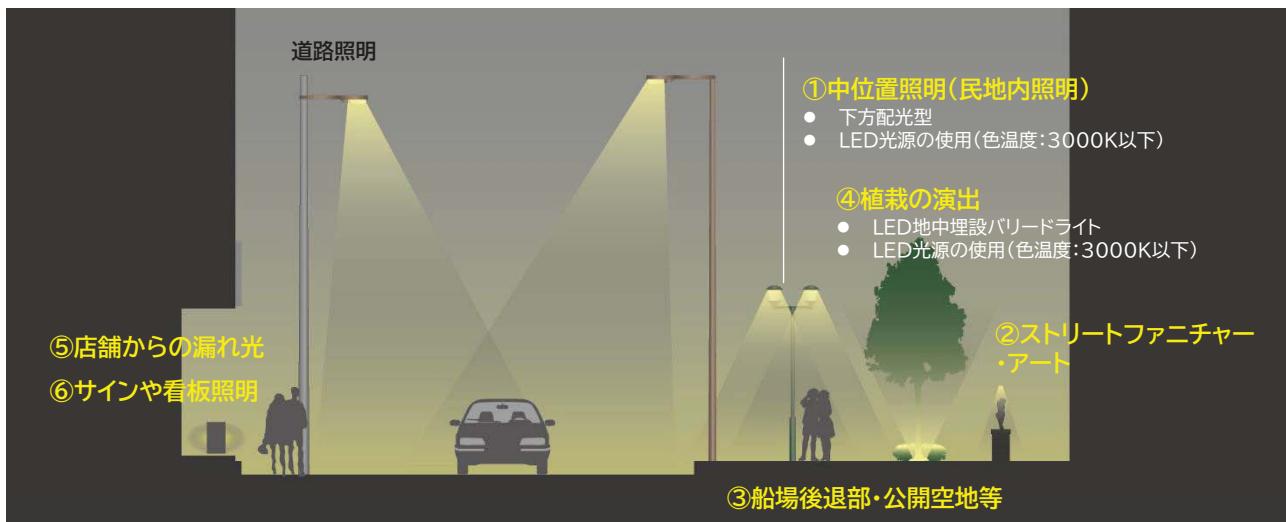
により、物理的・視覚的に開放性の高い状態に整備する事業がこれに当たります。

(出典)「一体型滞在快適性等向上事業に基づく税制特例の活用に関するガイドライン」令和5年4月/国土交通省都市局

[要素2] 夜間景観

夜間景観のあり方

- 夜間景観づくりは、船場の魅力を高め、商業活性化や観光振興などのまちづくりを推進していくうえで重要な取組みです。
- 以下に照明要素別に分類し、求められる取組みを示します。多くの要素に共通する項目として色温度があります。御堂筋デザインガイドラインなどでも示されていますが、照明の色温度については、上質で温かみのある船場にふさわしい電球色(3000K以下)による照明が求められます。



夜間景観構成要素に求められる取組み

①中位置照明(民地内照明)



②ストリートファニチャー・アート



③船場後退部・公開空地等



- 光源のLED化など、高効率、省エネの機器を使用する。調光仕様の改善を図る。
- 空間全体のまとまりを構築させるため、統一した色温度(3000K)を推進。

④植栽の演出



- (高木)アッパーライトによる投射とし、樹木の幹から枝振り、樹形が美しく感じられるものとする。
- (低木)低ポール灯による投射もしくは植栽内に光源を設置し、光が視線に入らないように配慮を行う。

⑤店舗からの漏れ光



⑥サインや看板照明



- 歩行者の目線に光が視線に入らないように配慮を行う(グラフィカット器具を推奨)。

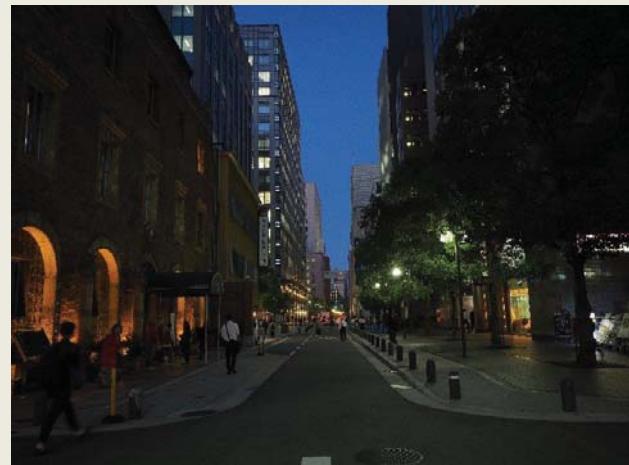
- 切り文字(箱文字)型のバックライト文字や文字のみの発光など「上質な」印象に努める。
- 内照式の広告物をできりだけ避ける。

[事例] 観光魅力向上のための歴史・文化的まちなみ創出事業

船場地区内で見られる良質な夜間景観

官民が連携した照明事例

- 道路には、道路交通の安全・円滑を図ることを目的として「道路照明施設設置基準・同解説」という道路照明施設の整備に関する一般的技術的基準があり、道路の特性にあわせて平均路面輝度などが示されています。
- 通常、道路で必要となる平均路面輝度は道路内に設置された照明灯で確保していますが、同事業では、無電柱化によってすっきりとした景観を維持することを目的として、道路照明に代わり、民地照明による光で必要輝度をまかなっています。



▲今橋四丁目の照明灯

ヒューマンスケールの光(歩行者照明)

- 道路の必要輝度を確保するためには、照明ランプの位置を高くすることで効率的な配光(光の広がり方)とすることが通常ですが、同事業では本数は多くなるものの、低い位置の照明灯整備を行うことで、ヒューマンスケールのやわらかい光環境を演出しています。



▲伏見町通の照明灯

グレア(眩しさ)を改善した道路照明

- 芝川ビル前の道路照明の灯具は、ライトアップされたビルの視認性に配慮し、グレアの改善が行われています。



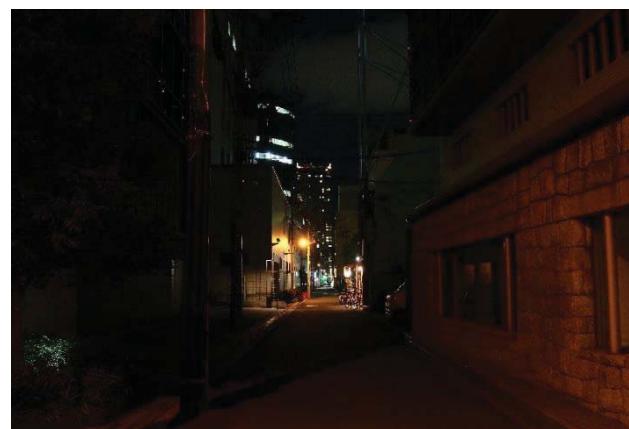
▲従前の道路照明灯



▲改善後の道路照明灯

好ましくない例

- × 無機質な色温度【対策例:電球色への更新】、建物と不調和の照明
- × 夜間暗く感じられる空間【対策例:鉛直面照度の向上】



[要素3] コインパーキング・その他のオープンスペース

空間のあり方

舗装・路面

- 船場地区内には、コインパーキングなどの平面の駐車場が多数立地していますが、多くが無機質でアスファルトで整備されているものがほとんどです。
- 例えば、緑化ブロック舗装の活用などにより、無機質な印象の低減が行えるほか、ヒートアイランド現象を抑制することが可能になります。

看板や自動販売機など

- また、コインパーキングの多くが注意、関心を引くために高彩度の派手な看板や自動販売機を設置しています。こうした看板は、良質な景観を阻害する要因となります。
- 船場の優良な景観維持のため、こうした看板類についても高彩度の利用を抑えることが求められます。



▲緑化ブロック舗装の事例



▲シンプルな看板の事例

好ましくない例



× 広範囲なアスファルト舗装
(ヒートアイランド現象、無機質な空間)



× 高彩度の看板、併設自動販売機

[要素4] 仮設構造物(工事仮囲い)

デザインのあり方

- 地区の大半が特定都市再生緊急整備地域に指定されている船場地区内では、各場所でビルの建替え工事などが行われています。
- 【現行制度・基準】**工事仮囲いについて、大阪市建設局が公開している「屋外広告物のしおり」では、「工事現場の板塀等仮囲いに表示する広告物で、周囲の景観に調和し、かつ、営利を目的としないもの」は適用除外広告物に位置づけられています。こうした現行の制度をふまえたデザインとすることが必要になります。
- そのなかで、工事仮囲いは、一定期間において設置されるため、安全性の確保はもちろんのこと、無機質にならないなど、デザイン性に留意することが求められます。

海外の工事仮囲い事例



▲緑化された工事仮囲い
(ロンドン キングスクロス再開発)



▲案内サインを表示した工事仮囲い
(ロンドン バッタシー発電所再開発)

好ましくない例



- × 無機質で味気ないデザインの仮囲い
- × 紙などのシートで追加情報を掲示している仮囲い

[利活用1] 道路空間の利活用

背景と利活用イメージ

- 国土交通省では、「2040年、道路の景色が変わる～人々の幸せにつながる道路～(令和2年6月)」「今、道路の景色を変えていく～2040年道路政策ビジョンへのロードマップ～(令和4年8月)」を策定、公開しています。同ロードマップでは、2040道路政策ビジョンにむけた当面の取組みとして歩道と路肩等の柔軟な利活用(カーブサイドマネジメント)が示されています。
- 歩道が少ない船場地区では、道路空間での路肩の柔軟な活用(カーブサイドマネジメント)は有効な取組みであり、国土交通省の動向にあわせて利活用を考えることが求められます。

利活用イメージ

- 路肩の柔軟な活用(カーブサイドマネジメント)・賑わい施設帯(仮称)
- タイムシェアリング・民間主体での道路空間のマネジメント



▲社会実験「高麗橋オープンストリート2023」

2023年11月に実施した社会実験「高麗橋オープンストリート2023」では、道路や公開空地などのオープンエアの空間を船場のコモンプレイス(共創空間)として可視化することを目的として、公開空地、船場後退部、道路空間を一体的に利活用しています。

歩行者の横断部分に、歩行者を誘導する人工芝や看板を設置していますが、それ以外については人と車の境界に施設を設置せずに実施し、その安全性を確認しています。



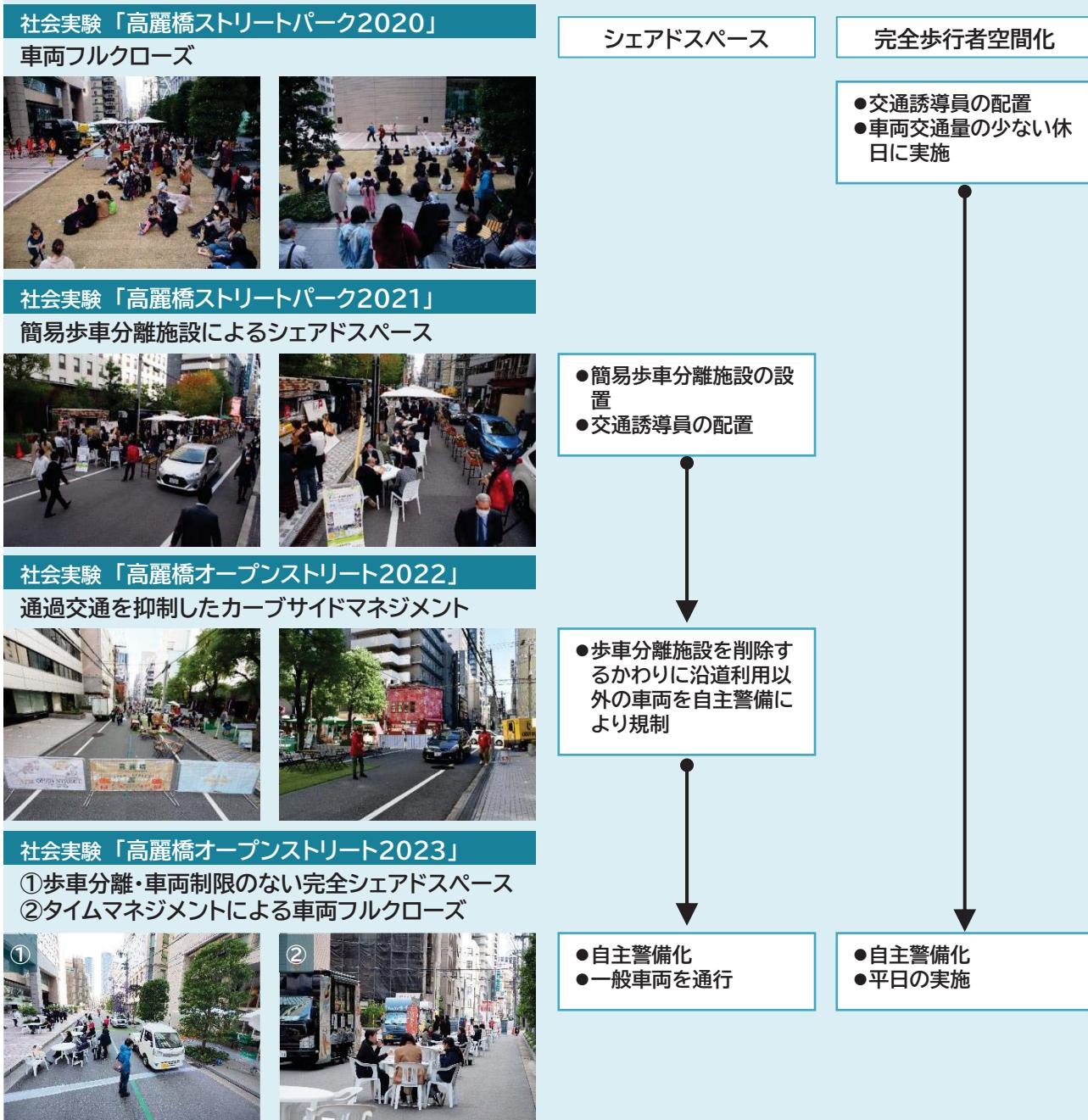
都心共創地区“船場” Central Co-creative Districtの形成に向けた 「船場シェアドスペースプロジェクト」

オープンエアの道路空間を船場のコモンプレイスに。交流により新たな価値を生み出す

- 船場は、両側町として通りの名前と町名が共通になっているところが多く見られ、町名は通りを挟んで向き合っている町が同じ名前になっています。歴史的に見ても、道修町は薬の町、丼池・本町・唐物町は織維関係の町として発展し、現在も継承されています。
- 道路は過去から同業者のコミュニティの場でしたが、今後の発展に向けて、そして地区内の様々な人が豊かな生活、パブリックライフを楽しむことのできる「船場」にしていくためにも、これまでと同様に道路を交流の場、船場のコモンプレイスしていくことが求められます。
- 道路や公開空地などのオープンエアの空間を船場のコモンプレイス(共創空間)として可視化すること、設えや民間によるマネジメントのあり方・ルールを検証することを目的とした社会実験を2020年から毎年実施しています。

段階的な道路の利活用

- 道路空間をうまく利活用するためには、まず安全性を確保することが必要になります。2020年から2023年までの社会実験では、1階のグランドレベルをコモンプレイス[共創空間]とする、境界のない連続したものとするため、安全性の検証を通じて段階的に道路の利活用を行っています。



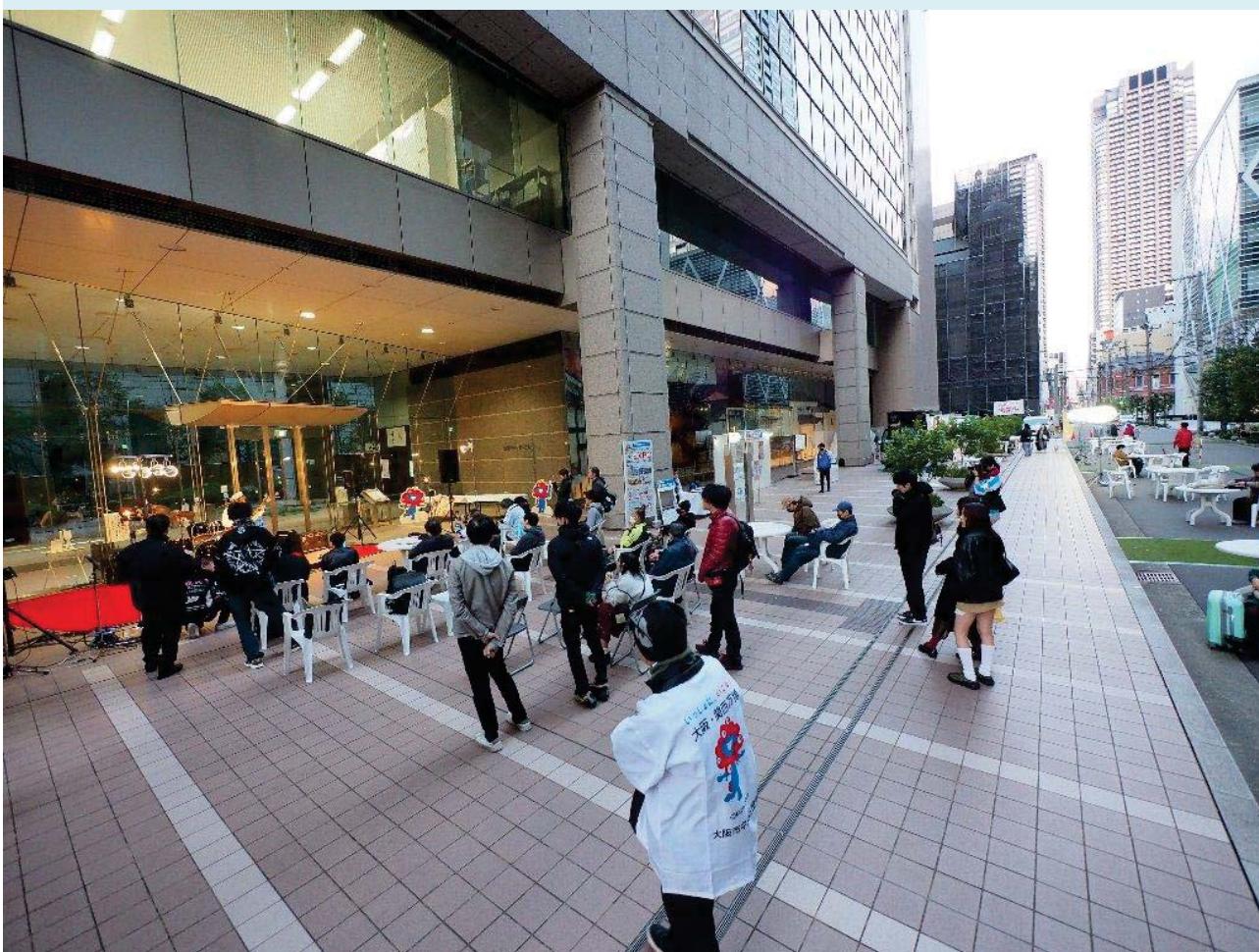
[利活用2] 公開空地の利活用

背景と利活用イメージ

- 船場地区は、タワーマンションやホテルが開発され、その結果、夜間人口や交流人口が急増し、地区内には事業者、住民、ビジターなど様々な人が集積しています。
- 一方、船場地区には公園は数か所程度しかありませんが、総合設計制度に基づく公開空地が数多く立地しています。
- 公開空地をうまく利活用することで、グランドレベルがコモンプレイス[共創空間]となり地区の魅力が向上していくことが求められます。

利活用イメージ

- グランドレベルのコモンプレイス化に向けた、道路や船場後退部等との一体的な活用。
- イノベーション創出を促す場、誰もが居心地の良い場づくり



▲社会実験「高麗橋オープンストリート2023」

※前ページに掲載した
「高麗橋オープンストリート2023」と合わせて実施

社会実験「高麗橋オープンストリート2023」では、1階のグランドレベルをコモンプレイス[共創空間]とするあり方を確認するため、公開空地を活用して「実験の場」「楽しむことのできる場」「出会い・交流の場」となる多様な取組みを行っています。



都心共創地区“船場” Central Co-creative Districtの形成に向けた 「公開空地活用モニタリングプロジェクト」

オープンエアの道路空間を船場のコモンプレイスに。交流により新たな価値を生み出す

- 公開空地の利活用のあり方や、地域ニーズを把握することを目的として、2022年度から船場地区内2か所において公開空地活用モニタリングプロジェクトに取組んでいます。
- この結果、多くの利用が見込まれ特にキッチンカー需要の高さを確認することができました。



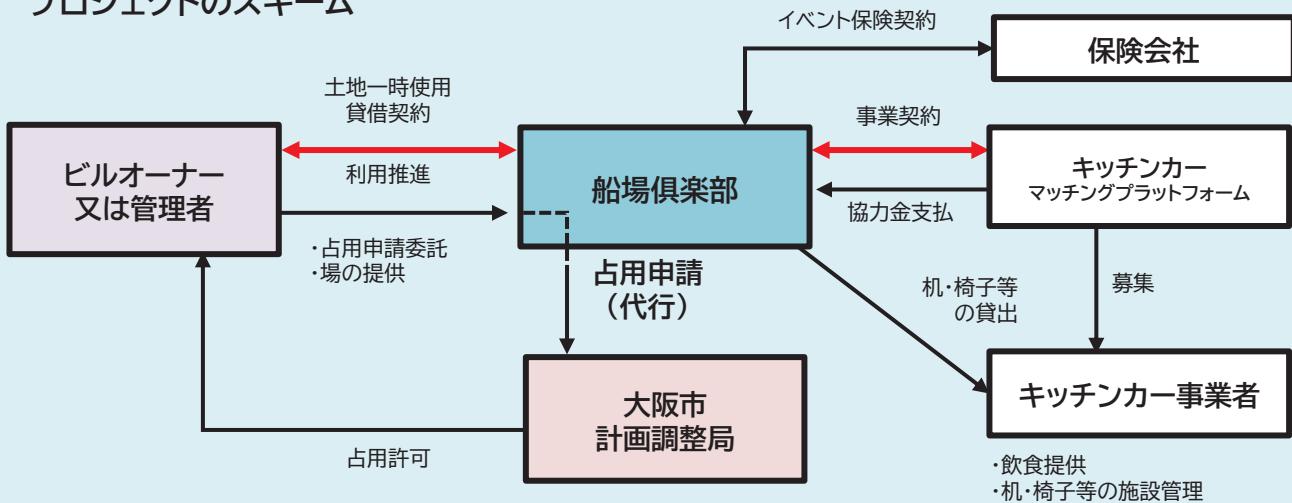
▲サンビル備後町



▲トレードピア淀屋橋



プロジェクトのスキーム

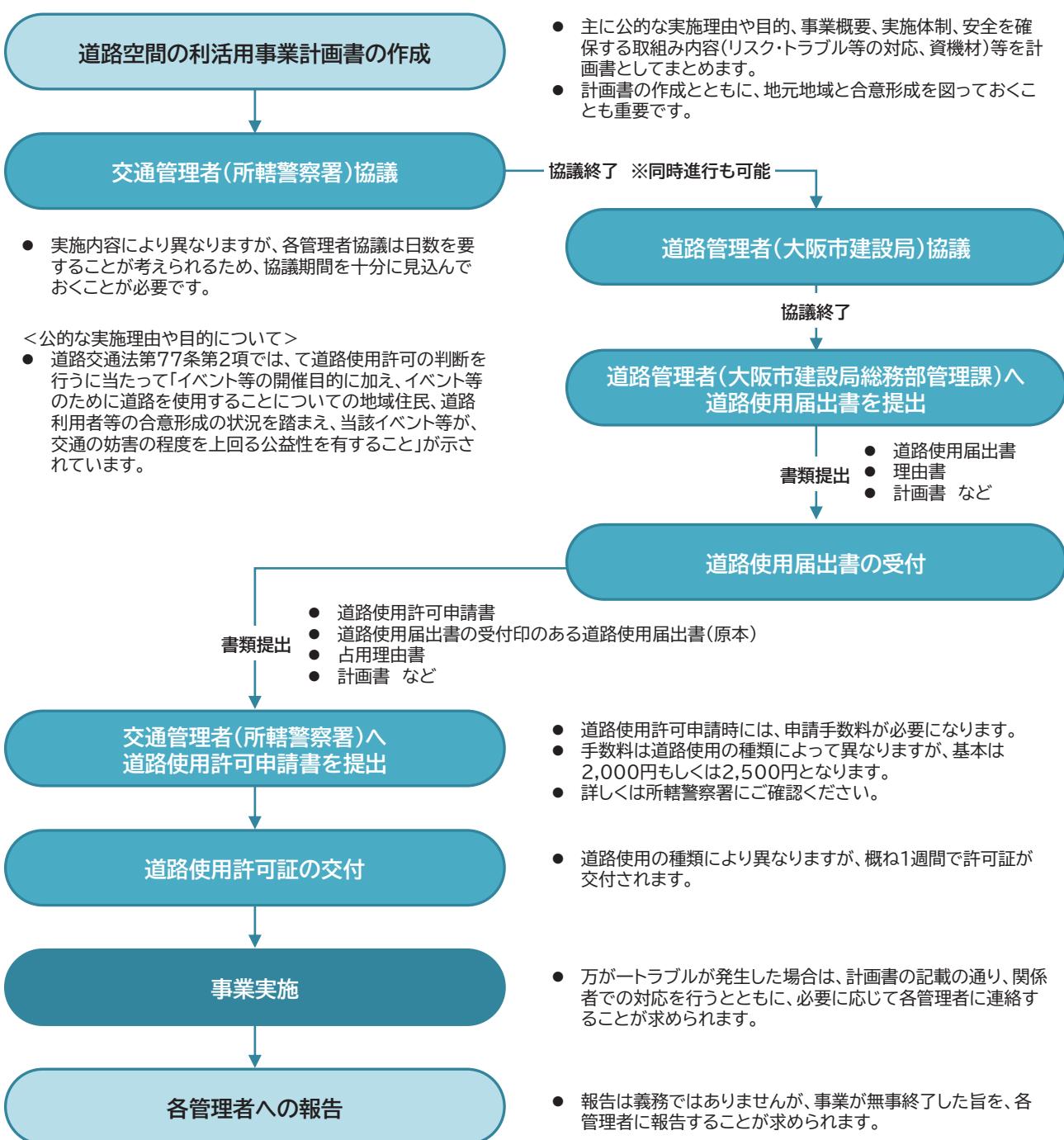


道路空間と公開空地の利活用手順

道路空間利活用の主な手順(1週間以内の短期間の場合)

1週間以内の短期間の場合、交通管理者(所轄警察署)に道路使用許可、道路管理者(大阪市建設局)に道路使用届出書を申請することが必要となります。

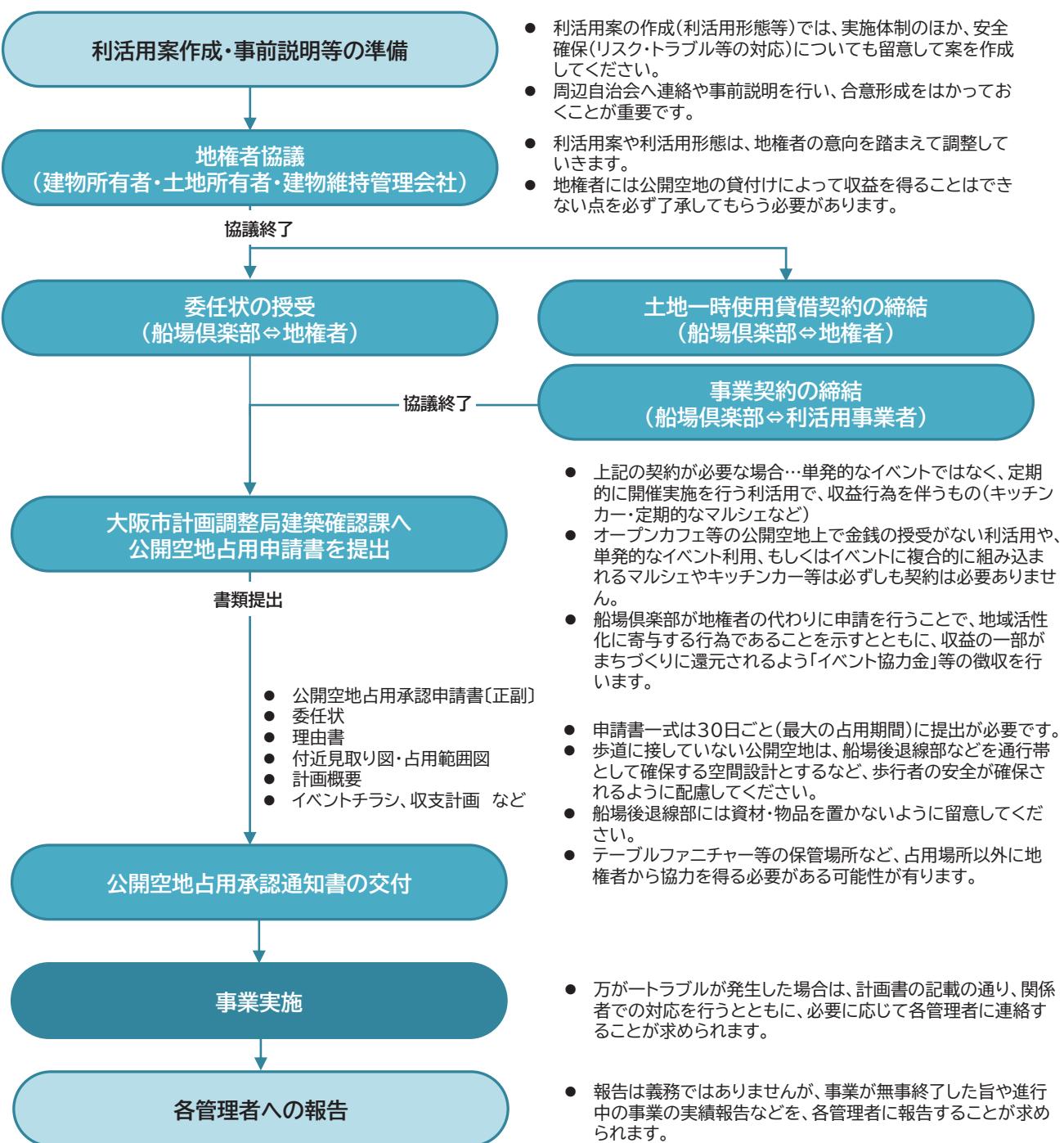
- 1週間を超える取組みについては、別の占用手続きが必要になります。
- 飲食を提供する場合は、別途、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長の許可が必要になります。
- 詳しくは国土交通省がウェブサイトで公開している「道を活用した地域活動の円滑化のためのガイドライン」なども参考してください。



公開空地

現行基準では、年間の合計日数180日以内、1ヶ月ごとに大阪市計画調整局建築指導部建築企画課に公開空地占用承認申請書の提出が必要となります。

- 船場俱楽部が地権者と利活用事業者を仲介し、イベント利用やキッチンカー事業などの公開空地利活用でまちづくり・地域活性化に寄与する取り組みを進めています。
- 地権者は委任状を発行することで、所有している公開空地を自由に利活用してもらうことが可能です。イベント利用のほかに、長期的な利活用には年間180日以内という制限がありますが、キッチンカーやオープンカフェなどが設置できます。



グランドレベルを構成する道路と民地の状況と提言

道路と民地の状況

- 目指すまちの姿や船場まちなみガイドラインの全体像で述べた通り都心像「都心共創地区“船場”」としていくため、道路や民地(船場後退部や公開空地、1階部分等)のグランドレベルをコモンプレイスとし、新たな出会い、イノベーションの場としてくことをめざしています。

道路空間の利活用状況

- グランドレベルのうち道路空間については、近年、民間主体の新たな扱い手による道路空間の利活用が各地で進展し、道路が有する新たな価値の創造に向けて、民間活動を推進する制度が各種整備されています。
- なかでも道路の占用許可は、道路法において、道路の敷地外に余地が無く、やむを得ない場合(無余地性)で一定の基準に適合する場合に許可できることとされていましたが、都市における道路空間利用のニーズの高まりなどから、都市再生特別措置法に基づく道路占用許可特例制度、道路協力団体制度、歩行者利便増進道路制度(通称:ほこみち)といった制度が創設され、各地で制度を活用した取組みが多数見られるようになりました。

道路占用特例制度 (道路占用の無余地性の基準緩和)			
制度名	都市再生特別措置法に基づく 道路占用許可特例制度	道路協力団体制度	歩行者利便増進道路制度 (通称:ほこみち)
市内事例	 <p>グランフロント大阪の オープンカフェ</p>	 <p>御堂筋の 平野町街園</p>	 <p>御堂筋の ベンチ</p>
制度の目的	<ul style="list-style-type: none"> 都市の再生に貢献 	<ul style="list-style-type: none"> 官民が連携した道路管理の充実化 	<ul style="list-style-type: none"> 地域を豊かにする歩行者中心の 道路空間の構築
制度概要	<ul style="list-style-type: none"> 都市再生特別措置法に規定する 都市再生整備計画に位置付ける 等の一定の条件の下で、無余地 性の、基準を緩和できることとし た制度。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路管理者が、道路の身近な課 題の解消や道路利用者のニーズ へのきめ細やかな対応などの業 務に自発的に取り組む民間団体 等を指定する制度。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路管理者が、歩行者利便増進 道路を指定し、指定道路上に更に 特例区域を指定。 歩行者利便増進計画に基づき、 事業者が占用する制度。

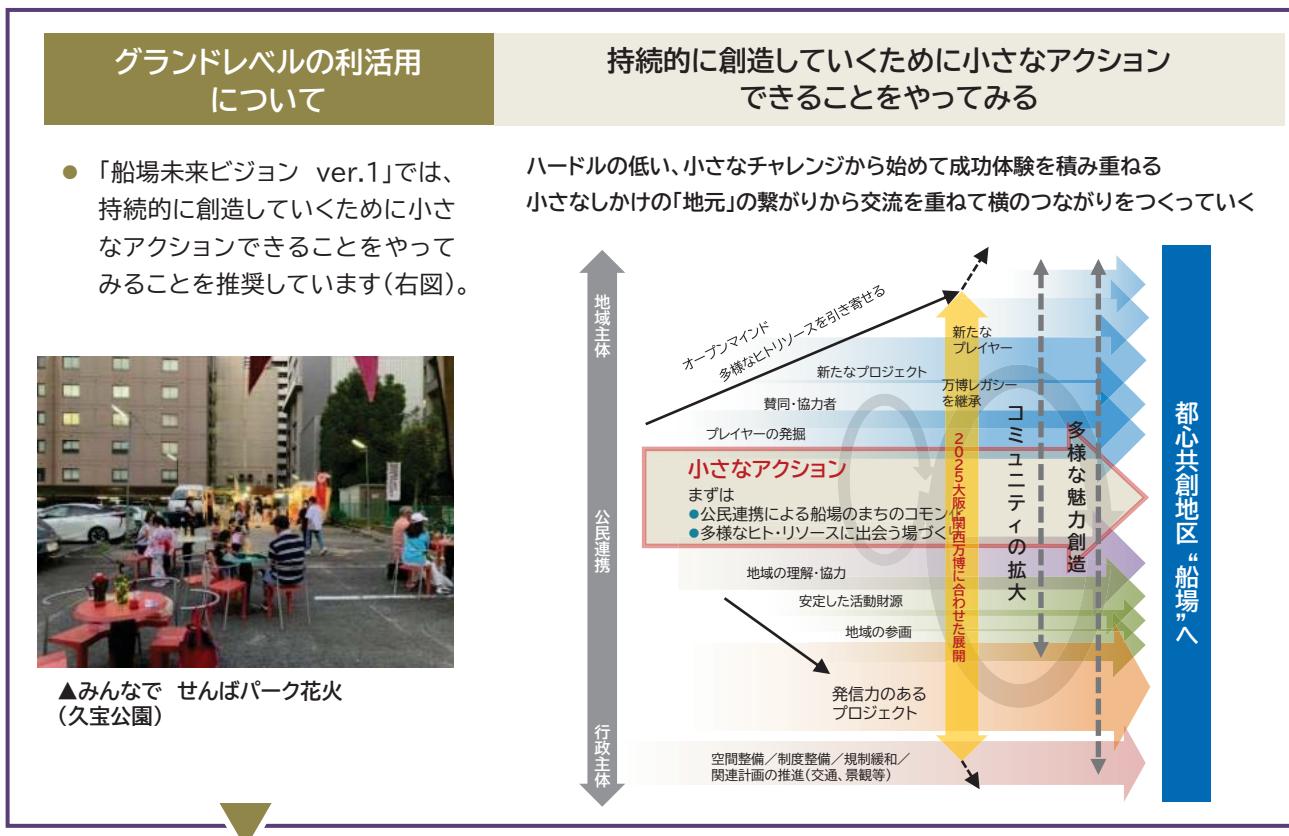
船場後退部・公開空地の利活用状況

- 船場後退部(船場建築線と官民境界の間)と公開空地は、地区の高度利用、歩行空間の拡充、容積率や高さ制限の緩和といったことを目的としています。
- 公開空地は原則として他の目的に使用することはできませんが、営利を目的とせず、また一定の条件を遵守することで一時的に占用することができます。
- なお、建築基準法における道路境界線と扱われている船場後退部(船場建築線)では、「第1章 空間」でも述べた通りこの空間での利活用は原則できません。

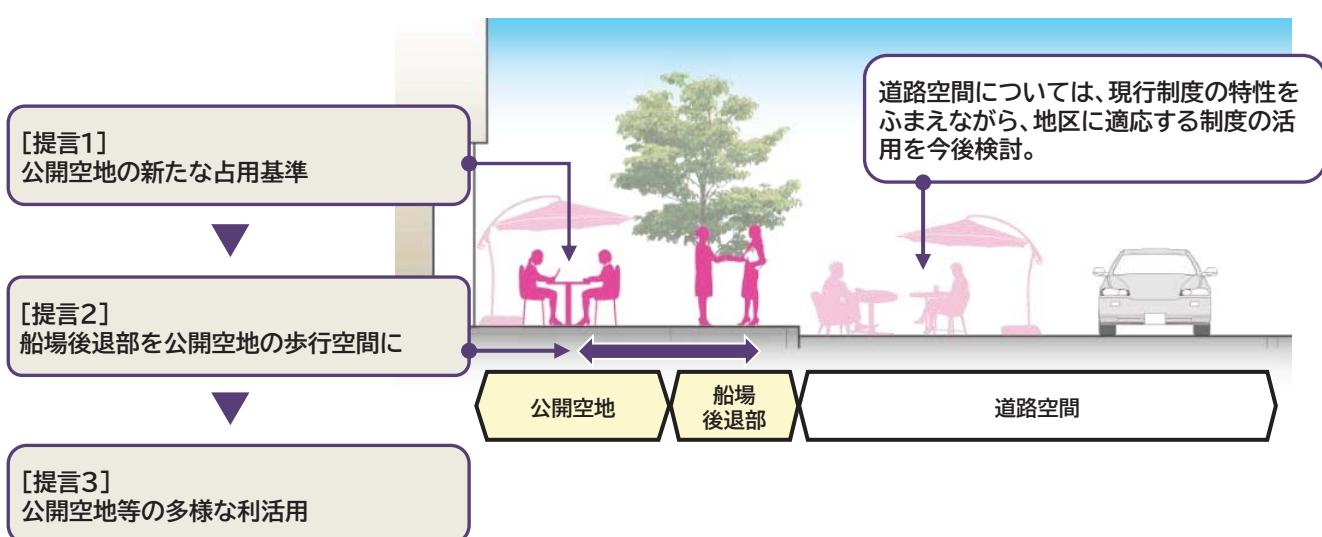


段階的なグランドレベルのコモンプレイス化に向けた提言

- 船場地区では、これまでにも道路や公開空地を活用した活動を行ってきました。
- 「船場未来ビジョン ver.1」でも示しています「持続的に創造していくために小さなアクションできることをやってみる」という活動を推進していくため、船場俱楽部の提言として「段階的なグランドレベルのコモンプレイス化に向けた提言」を参考としてまとめています。



段階的なグランドレベルのコモンプレイス化

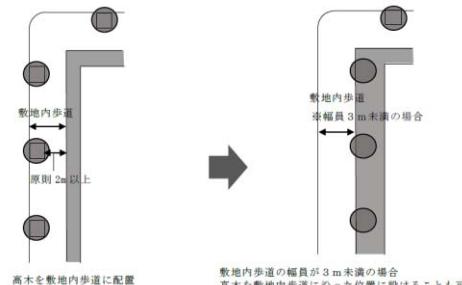
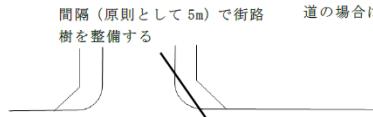
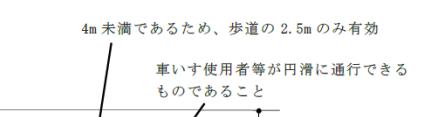
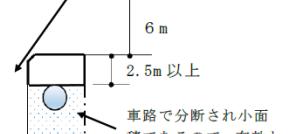
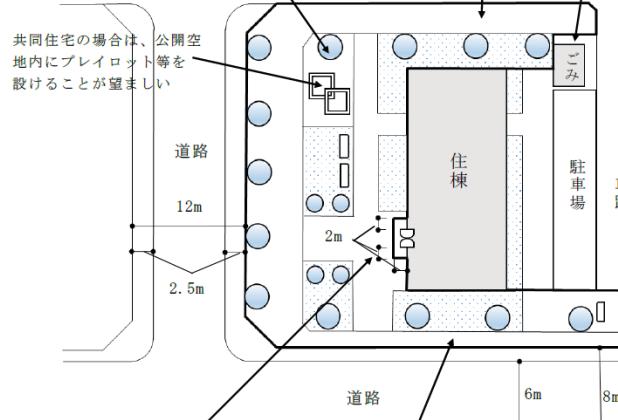
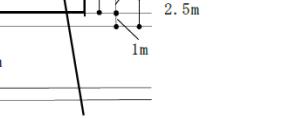


公開空地制度の概要

公開空地の主な基本的要件 [大阪市]

～大阪市総合設計許可取扱要綱実施基準の解説(大阪市)～

- 同解説から、本ガイドラインにおいて考慮しておくべき要件を以下に抜粋、整理します。

項目	解説
歩道の整備	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内歩道については、車路部分も含めインターロッキング仕上げなど(アスファルト舗装は不可)とすること。ただし、公開空地でない敷地内歩道であって既設歩道と一緒に整備を行う部分はこの限りでない。
配置計画	<p>イ. 公開空地内には、公開空地実面積の20%以上の緑化を義務付けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一方で、公開空地は歩行者が日常自由に通行又は利用できるものであることを踏まえて、公開空地内の緑化の割合が極端に大きくならないようバランスよく配置すると共に、遊歩道を設けるなど閉鎖的な設えとならないよう配慮すること。 また、緑化計画の際には、高木(高さ3メートル以上の樹木をいう。)、中木(高さ1.5メートル以上3メートル未満の樹木をいう。)、低木(高さ0.3メートル以上1.5メートル未満の樹木をいう。)を適切に配置することにより視覚的にも緑豊かとなるようにすること。 <p>ロ. 幅員が3メートル以下の敷地内歩道に設ける高木については、歩行者の通行の妨げにならないよう、植樹帯についてはできる限り幅の小さいものとし、原則として歩道の有効幅員を2メートル以上確保すること。</p>  <p>ハ. 緑地面積の算定については、当該緑化部分に係る植栽基盤(緑が生育するための土壤その他の資材で表面が被われている部分をいう。以下同じ。)の面積とし、高さが6メートル以上の高木を植樹する場合、当該植栽基盤面積に、樹木1本につき22.5平方メートルを加算した面積とする。その他大阪府自然環境保全条例等の各種関係規定にも適合すること。</p>
公開空地の計画	<p>歩道状公開空地内又は歩道状公開空地に沿って適切な間隔(原則として5m)で街路樹を整備する</p>  <p>歩道のない道路には幅員2.5m以上の歩道を設ける(公開空地とみなし、100m²又は200m²未満でも歩道の場合は有効)</p>  <p>車いす使用者等が円滑に通行できるものであること</p>  <p>共同住宅の場合は、公開空地内にプレイロット等を設けることが望ましい</p>  <p>建物の主要な出入口の周囲2.0mの範囲は公開空地から除く</p> <p>既存歩道がある場合でも、その幅員が2.5m未満の場合は、敷地内で拡幅し、2.5m以上とする</p>  <p>袋路状であり、間口幅と奥行きの関係から原則として有効とはみなされない</p>

公開空地利活用に関する基準 [大阪市]

- 総合設計制度による公開空地は、容積率や高さ制限の緩和を受けるために敷地内に整備されたもので、歩行者が日常自由に通行又は利用できる、広く一般に開放された空地又は空地の部分(環境を向上させるような植込み、芝、池等を含む)を言います。
- 現行制度では、整備された公開空地は原則として他の目的に使用することはできません。ただし、営利を目的とせず、かつ、次のいずれかに該当する一時的な占用行為で市長がこれを承認する場合、又は地区計画の区域内において別途定められた公開空地の占用に関する基準、ガイドライン等に適合する占用行為についてはこの限りではありません。

～公開空地の占用に関する基準(大阪市)～

- ア イベント、リクリエーション活動など地域の活性化に寄与する行為（具体例：町会の催し、ミニコンサートの実施など）
イ 当該敷地内施設の維持管理のために必要な行為（具体例：マンションの改修工事に伴う仮囲い設置など）
ウ その他の公共公益に資する行為（具体例：公共的自転車駐車場の設置など）
エ 屋内に設けられる公開空地の場合で、管理上必要とされる深夜等における閉鎖行為

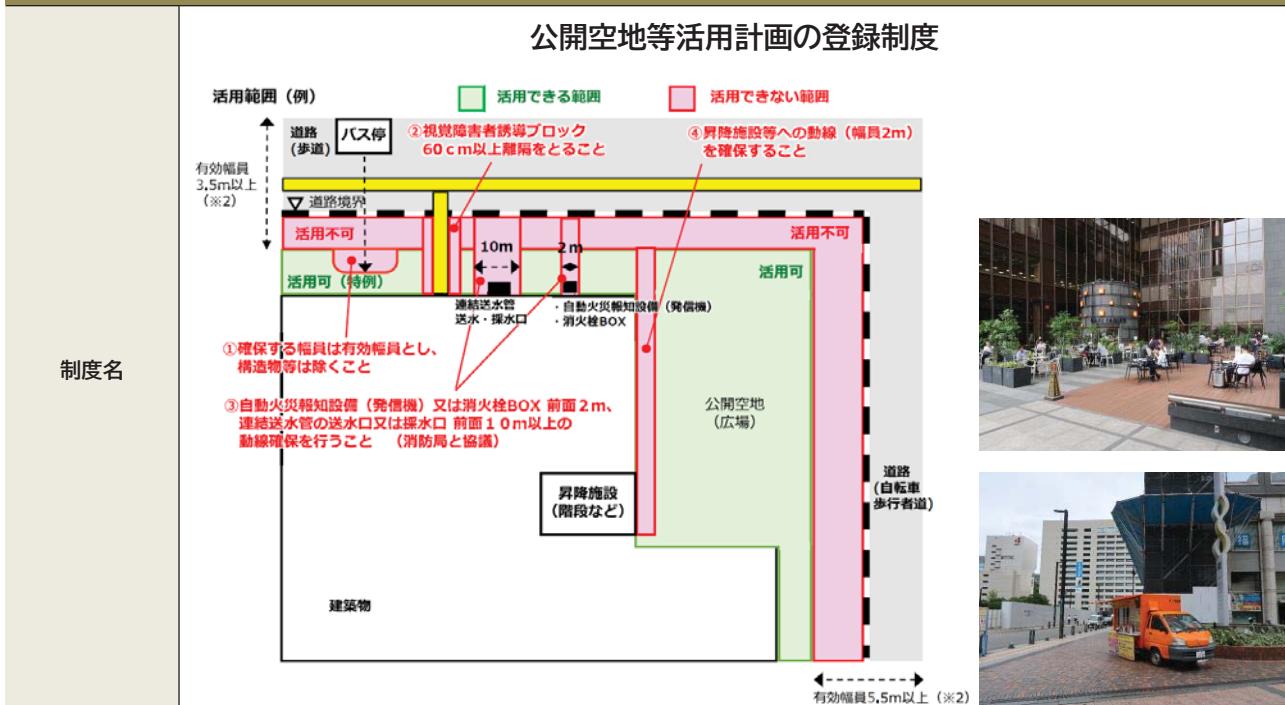
～総合設計制度による公開空地整備ガイドライン(大阪市)～

- 船場地区を中心とした区域を適用区域では、総合設計制度による公開空地整備ガイドラインを適用することとしています。同ガイドラインでは、公開空地を歩道状公開空地と広場状公開空地に分類しています。

分類	歩道状公開空地	広場状公開空地
一般事項	<p>連続的な歩行者空間が形成されるよう公共歩道及び隣接地での公開空地及び船場建築線による歩道等の空地整備との調和と一体化に努め、舗装面の段差、素材、植栽などに留意して計画する。</p> <ul style="list-style-type: none">● 連続的な歩行者空間が形成されるよう、位置、幅員、舗装面の素材、街路樹などに留意して計画する。● 広場状公開空地や他の歩道状空地と有効に連絡させる。● エントランスや搬入路、駐車場出入口など車路による分断は最小限にとどめる。 <p>夜間も安全に通行できるよう配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none">● 街路照明を設ける。また、必要に応じて街路照明を補完する。	<p>それぞれの地区の性格に応じた機能と設備を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none">● 周辺地区の土地利用その他の特性により、誰がどのように利用するかを想定した計画を行う。● 賑やかな広場、静かな休息空間等状況に応じて設定をする。 <p>一般の利用者が利用しやすく、わかりやすい位置に配置する。</p> <ul style="list-style-type: none">● 一般の歩道レベルからアクセスしやすい位置に配置する。● 遮音等の目的のため、わかりにくい位置に設ける際は、サイン等の標示で誘導する。● 利用者の利用しやすさを考え、大小によらず、広場がひとつのまとまった形状をなすよう計画する。● 計画建物への動線が広場を占有したり、車出入口が広場を分断したりすることのないよう計画する。● できるだけ日当たりの良い位置に広場を設ける。 <p>それぞれの広場の機能に応じ、利用者が快適に利用できるためのエレメントを配置する。</p> <ul style="list-style-type: none">● ベンチ(又はその他の腰掛けられるもの)、植栽、夜間照明、ごみ箱、水飲み場、噴水、モニュメント、公衆電話、遊具、シェルター、四阿等を適宜配置する。
項目抜粋	<p>サイン等</p> <ul style="list-style-type: none">● 公開空地は、公共のために設けられた空間であることを示す標示板をわかりやすい位置に設ける。● その他の公共サインも積極的に取り入れる。ただし、歩行者や利用者の休息を妨げないよう留意する。● 公開空地の公共性を保つため、公開空地内には原則として看板等広告物を設けない。	<p>サイン・ファニチャ</p> <ul style="list-style-type: none">● 休息空間には、ベンチを設けることが必要であるが、一般的なベンチに限らず、低い壁、植栽枠、ツリーポーチテクター、噴水の縁、段差の大きな階段などさまざまな形がある。素材はできるだけ、石や木などなじみやすい素材が望ましい。● ベンチ等の座るための設備は適切に機能する位置に配置する。

公開空地の利活用先行事例

福岡市



特徴	賑わいづくりが目的 登録された団体が複数の公開空地の利活用のマネジメントを行う
現地では	●賑わいを創出するキッチンカーを登録団体がマネジメントし配置。
概要	●従来、公益性のあるイベントのみに限定していた活用内容を、キッチンカーなどイベント以外の活用を可能としている。 ●年間180日以内、1イベント原則10日以内に限定していた活用期間を日常的に実施することが可能となった。
基準・運用他	要綱:「福岡市地域まちづくり推進要綱」(平成3年12月) 「福岡市公開空地等を活用したにぎわいづくり推進要綱」(平成28年4月)
制度スタート	平成28年度制度創設 令和5年5月改訂
適用エリア	市域全域
対象	●都市計画法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画の区域 ●建築基準法第59条の2第1項又は第86条第3項若しくは第4項の規定により、特定行政庁の許可を受けた建築物の敷地 ●都市再生特別措置法第36条第1項に規定する都市再生特別地区の区域 ●都市計画法第8条第1項第3号に規定する高度利用地区の区域 ●都市計画法第8条第1項第4号に規定する特定街区の区域
申請	地権者に同意を得た地域まちづくり協議会が利活用する「公開空地活用計画」を年度始に1年間分提出し、修正があれば都度変更する。年度末に報告をする。
日数制限	通年:1年以内(都度更新)
利活用想定	オープンカフェ・キッチンカー等の恒常的利活用、滞留空間・休憩施設、 公共公益に資するイベント、モビリティポート 等
占用主体	登録済みの地域まちづくり協議会
占用面積の上限	おおむね公開空地の50%以内 ※特例措置:道路幅員と一部歩道状公開空地によって3.5m以上が確保できる場所においては歩道状公開空地も占用可能。

名古屋市

Nagoyaまちなかオープンスペース制度

制度名	<p>移動空間</p> <p>滞在空間</p>
	<p>(必要基準の例)</p> <p>(推奨基準の例)</p>
特徴	憩いの場づくりが目的 地権者個々が運営責任者を選定し、その責任者が地の利活用のマネジメントを行う
現地では	●ベンチなどの憩いの場を形成する施設の設置を条件として、キッチンカーなどの賑わいを
概要	<ul style="list-style-type: none"> ●公開空地などの空間を、良好な都市の環境や憩い、賑わいを創出し、もってまちの魅力や活力の向上を図るオープンスペースとして位置づけ、移動空間と滞留空間に区分されている。 ●それぞれに容積率の割り増し等の緩和を受けるための必須要件となる必要基準と、適合度に応じて段階的に容積率を割り増すことができる推奨基準を定めている。
基準・運用他	基準:名古屋市オープンスペースの整備・運営に関する基準〔都心部編〕 運用・解説:「Nago まちスペースづくりのガイドライン」
制度スタート	令和5年2月制定
適用エリア	名古屋市都市計画マスターplan2030 「都心部」のうち商業地域を基本とする
対象	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画法第8条第1項第3号の高度利用地区 ●都市計画法第8条第1項第4号の特定街区 ●建築基準法第59条の2第1項の規定に基づく総合設計制度 ●長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく総合設計制度 ●マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項の規定に基づく総合設計制度 ●その他、本基準を適用することが適当と市長が認めた制度
申請	地権者(建築主・管理者)が運営責任者を選定し、事前に市に報告する。利活用前に運営計画を、活用後に運営報告を行う。(年1回)
日数制限	通年:1年以内(都度更新) ※一時活用の連続占用は5日間までとみられる
利活用想定	オープンカフェ等の地先利用、モビリティポート、キッチンカー等の一時的物販、滞留空間・休憩施設 等
占用主体	運営責任者
占用面積の上限	常設活用:オープンカフェ、サイクルポート 滞在空間の25%以内 一時活用:キッチンカー、マルシェ等のイベント 滞在空間の25~50%以内 (常設活用が無い場合は最大50%まで可能)



本ガイドラインは地域の自主ルールであり、法的な拘束力はありません。
新たな地域価値の創造、地域課題の解消を図り、豊かな生活・パブリックライフを
楽しむことのできる「船場」にするため、ご理解とご協力をお願いいたします。